

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月17日

秋田県知事 殿

提出者

住 所 秋田県横手市前郷二番町7番13号

氏 名 横手建設株式会社

代表取締役 武茂広行

電話番号 0182-32-1697

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	横手建設株式会社
事業場の所在地	秋田県横手市前郷二番町7番13号
計画期間	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	特定建設業
②事業の規模	平成31年度 元請完成工事高 19億6,374万円(税抜き)
③従業員数	41名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃プラスチック → 切断・破碎 → 埋立 繊維くず、紙くず → 破碎・焼却 → 埋立 木くず → 破碎 → 木材チップ等の再利用/焼却 → 埋立 金属くず・コンクリートがら・アスコンがら・がれき類 → 破碎 → 再生利用 廃石膏ボード → 破碎 埋立

(日本工業規格



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

	担 当 者	
各工程毎の責任者	現場代理人	
マニフェスト 発行責任者	総務部	施工中 現場代理人
マニフェスト 保管責任者	総務部	施工中 現場代理人
産廃契約書 発行責任者	企画管理部	
産廃契約書 保管責任者	総務部	
産業廃棄物処理計画・実施報告	企画管理部	
マニフェスト交付状況報告	企画管理部	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成31年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・新築・解体工事現場内での分別処理 ・施工計画書の徹底指導		
②計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・新築・解体工事現場内での分別処理 ・施工計画書の徹底指導		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・下記のように明記した産廃BOX等を設置し、可能な限り分別している ・可燃物：木くず、紙くず、繊維くず ・不燃物：金属くず、廃プラ、廃石膏ボード
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・BOX等に入らない産廃については、飛散防止対策を講じて、排出後、速やかに処分場へ搬出する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 計画なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 計画なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 該当なし	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 計画なし	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成31年度）実績】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	8,670.24 t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	8,670.24 t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組) 中間処理施設への全量搬出	

②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	8,202.00 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	8,202.00 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 中間処理によるリサイクルの推進		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

	令和2年度 計画	構成比	自ら行う産 業廃棄物の 再生利用量	自ら行う産 業廃棄物の 中間処理量	自ら行う産 業廃棄物の 埋め立て処 分又は海洋 投入処分量	産業廃棄物の処理の委託					計 画 内 容
						全処理委託 料	優良認定処 理業者への 処理委託量	再生利用業 者への処理 委託量	認定熟回収 業者への処 理委託量	認定熟回収 業者以外へ の処理委託 量	
1	コンクリートがら	73.15%	0	0	0	6,000.00	0	6,000.00	0	0	
2	アスコンがら	21.95%	0	0	0	1,800.00	0	1,800.00	0	0	
3	その他がれき類	0.18%	0	0	0	15.00	0	0	0	0	
4	ガラス・陶磁器くず	0.28%	0	0	0	23.00	0	0	0	0	
5	廃プラスチック類	0.90%	0	0	0	74.00	0	74.00	0	0	
6	金属くず	0.73%	0	0	0	60.00	0	60.00	0	0	
7	混合(安定型のみ)	0.09%	0	0	0	7.00	0	0	0	0	
8	汚泥	0.00%	0	0	0	0.00	0	0	0	0	
9	紙くず	0.01%	0	0	0	1.00	0	0	0	0	
10	木くず	2.19%	0	0	0	180.00	0	180.00	0	0	
11	繊維くず	0.02%	0	0	0	2.00	0	0	0	0	
12	廃石膏ボード	0.22%	0	0	0	18.00	0	0	0	0	
13	混合(管理型含む)	0.23%	0	0	0	19.00	0	0	0	0	
14	廃石綿等	0.01%	0	0	0	1.00	0	0	0	0	
15	石綿含有建材	0.01%	0	0	0	1.00	0	0	0	0	
16	廃蛍光管	0.01%	0	0	0	1.00	0	0	0	0	
	合計	100.0%	0	0	0	8,202.00	0.00	8,114.00	0	0	